

令和6年度 佐世保市予算編成指針

2023.10.25

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことにより社会経済活動は正常化しつつあるものの、物価高騰が市民生活や地域経済に大きな影響を与えているなか、デジタル技術の飛躍的な進化やグローバル化の一層の進展、国際情勢の不確実性の高まり、気候変動による自然災害の頻発化・激甚化など、本市を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。

また、国の「こども未来戦略方針」に基づく少子化対策・こども政策の抜本強化やゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素の加速化、物価高騰への対応等を行いながら、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）への取組など、コロナ禍を脱し、平時モードに戻しつつ、多様化・複雑化する行政課題への対応についても取り組んでいく必要があります。

このような中、来年度の地方の一般財源の総額については社会保障関係費等の増加が見込まれるなか、これらの課題に対応しつつ、安定した行政サービスを提供できるよう、令和5年度と同水準とすることが示されました。

これらのことを踏まえながら、第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）の開始の年であることから、計画に掲げるまちづくりを推進するとともに、市長マニフェスト「99の政策」を着実に実施していくためにも、弛みない歳入・歳出両面からの収支改善策に取り組むなど、将来を見据えた不断の行財政改革を反映した予算編成を行います。

これらを踏まえ、令和6年度予算要求については、以下のとおり行うこととします。

1. 財政運営の考え方

(1) 本市の財政

- 本市は税収など自主財源が小さく、地方財政制度によって一定の財源保障があるとはいえ、自立性に乏しく将来負担が増大すると見込んでいます。
- 今後、さらなる人口減少による税収減や高齢化の進行・少子化対策等の強化による社会保障関係費の増加、老朽化した施設の維持・更新経費の増加、近年の異常気象への喫緊の対応などが見込まれるなどにより財源不足額が大きくなることを見込まれます。
- さらには、国においては、令和6年度までの地方の歳入一般財源は、令和3年度の水準を下回らないよう措置すると示しましたが、令和7年度以降は不透明な状況であり、恒常的な財源不足が続く、現下の国の財政事情を鑑みると、平時モードに戻った際の国の歳出改革に係る地方の歳入一般財源が減となることも想定した財政運営を行う必要があります。

(2) 財政運営の在り方

- 総合計画、行財政改革推進計画の実効性を高めるため、「財政計画」を策定し、以下を基本に計画的な財政運営を行っていきます。

① 持続可能な財政構造の確立

○適正な行財政規模を見極めつつ、国が示す地方財政対策を注視した財政運営

○事務事業の見直し

○戦略ファイルによる自主改善の確実な実施

戦略ファイルの最大の役割は、事業の実施効果（K P I への寄与度）の序列化となっています。

序列化の結果に基づき、寄与度の低い事業の廃止を行うなど、改善に努めます。

○予算執行状況調査の予算反映状況の確認

② 後年度負担の軽減

○実質的なプライマリー・バランスの黒字化

市債発行事業については、予算編成段階において一般財源の充当も含め、市債発行の抑制を図るとともに、プライマリー・バランスの黒字化※を確保して市債残高の軽減を図ります。

※) プライマリー・バランスとは、単年の市債発行額が元金償還額の範囲内であるか（範囲内であれば黒字、元金償還額を超える借入を行う場合は赤字）というもの

③ 安定的な歳入確保

○市税徴収率の目標設定

税負担の公平性の確保と行政サービスの安定的提供の観点から、令和 6 年度の徴収率目標を 98.0%程度としています。

○収納推進課新設に伴う全庁的な債権管理の適正化、更なる未収債権の縮減

○自主財源の確保

ふるさと納税（企業版含む）、クラウドファンディング型ふるさと納税など

④ 計画的な財政運営

○財政計画による財源の総合調整、予算フレームの設定

○財源調整 2 基金の実質的な残高の維持

財政調整基金、減債基金の 2 基金は、将来の財政支出、不測の事態への対応のため、標準財政規模※の 10%の確保を継続することを目標としています。

また、10%を超える部分は、ポストコロナを見据えた取組である D X 戦略におけるリーディング事業に活用することとしています。

※) R 5 標準財政規模：599.6 億円（10%：約 60 億円）

○健全化判断比率の目標設定

5 つの比率※は早期健全化基準以下、うち実質公債費比率は 10%以下を目標としています。（以下、④普通会計決算）

- ※) ①実質赤字比率：－、②連結実質赤字比率：－、③実質公債費比率：4.7%、
④将来負担比率：－、⑤資金不足比率：－

○経常収支比率の目標設定

経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率で、令和4年度決算で**93.0%**となり、中核市の平均を超過しました。歳出の自由度を増すためにも、人件費、扶助費、公債費の義務的経費やその他の経常的経費をできるだけ圧縮していく必要があり、類団である中核市平均以下を目標とします。

(3) 中期財政見通し

- 政府発表の9月の月例経済報告では、国内景気の基調判断を「景気は緩やかに回復している。先行きについても、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される」としていますが、本市の令和6年度の財政見通しでは、市税においては、国の試算に基づくほどの経済成長は望めず、人口減少などに伴う地方交付税が減となるなど、歳入一般財源が減少傾向となる非常に厳しい状況にあります。
- 歳出面では、高齢化の進行や少子化対策・子育て支援施策等に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、築40年以上経過する公共施設が一斉に更新時期を迎えることによる施設の維持・更新経費の増加、さらには近年の異常気象への喫緊の対応として、防災・減災、国土強靱化対策のほか、DXの推進や脱炭素化への取り組みなどに加え、市長マニフェスト「99の政策」に掲げる新たな政策課題にも適切に対応していく必要があるため、令和6年度以降についても着実に実施していくことが求められています。
- 人口減少等に伴う歳入一般財源の減などもあり、財政収支見通し上、令和6年度は約68.0億円の財源不足となっており、それ以降も毎年度50億円を超える財源不足が見込まれることから、厳しい財政運営が強いられる状況となっています。

2. 予 算 編 成 方 針

第7次総合計画においても、「ムリ・ムダ・ムラの排除」、「選択と集中の徹底」などにより、本市経済の活性化と今後増大が見込まれる福祉・教育政策など市民を支える政策に還元する、「行政経営戦略サイクル」を行政経営の基本方針とした「選択と集中」による行政運営を推し進めることとしており、総合計画に掲げる目標の達成に向けて、予算編成に臨むことが重要です。

各部局における予算編成にあたっては、部局の経営方針に基づき、改革・改善の実現により、限られた行政資源（人・もの・金・情報）を有効活用し、常に「市政に関する経営感覚とコスト意識」を持ち、行政資源の最適な配分に努め、まちづくりの将来像の実現を目指すとともに、将来も持続可能な行財政運営の確保に向けて予算編成を行います。

予算編成は基本的には、第7次総合計画のマネジメントスキームに合わせた予算編成手法を

とる必要がありますので、一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を行い、限られた財源のなかで成果向上とコスト縮減、また、行政として「稼ぐ」という視点を持ちながら取組むこととします。

なお、「ポストコロナ時代を迎える本市の取組」の実現に向け、事業の見直しや重点化により財源を捻出するとともに、標準財政規模の10%を超えて保有する額までを限度として、DX戦略におけるリーディング事業に対し、財政調整基金の活用を行います。

(1) 第7次佐世保市総合計画（後期基本計画）に沿った予算編成

- 各部局においては、第7次総合計画の方向性を見据えつつ、計画に掲げたKPIの達成状況を勘案しながら、まちづくりの重点課題の解決に向け、部局間連携を図り、総合的な事業展開を目指します。
- 本市の付加価値を高め将来の発展・税収の増加に寄与する事業や、一時的には費用が発生しても将来費用負担の軽減につながる取り組みについては、重点的な財源配分を行っていくこととします。
- 政策推進枠については、経営戦略会議や戦略調整会議等で決定された事業も含め、中期財政計画との整合性を図りながら財源調整を行うこととします。

(2) 中期財政計画を基本とした計画的な予算編成（財政運営）

- 予算編成の一過程である中期財政計画の策定の中で、令和6年度以降に想定される大型事業、政策推進枠事業等については、財政規律を堅持するため、中長期の財政収支や後年度負担等を考慮し、事業の実施時期や財源充当などの調整を行い、予算フレームを設定したうえで予算編成に取り組みます。

(3) 第6次・第7次行財政改革推進計画に沿った予算編成

これまでの第6次行革計画（後期プラン）の継続に加え、第7次行革計画（行革推進プラン）に掲げる、以下の方向性に基づいた予算編成を行うこととします。

3. 予算要求にあたって

(1) 基本的事項

○ 年間総合予算としての編成であること。

年間総合予算として編成しているため、補正予算も含め全て要求すること。

※) 補正予算も含めた年間予算として財源等も含め調整をしていることから、予算編成中、年度中を含め、補正を要する案件が見込まれる場合は、予算要求後でも漏れ等がないよう財政課予算担当者へ連絡すること。

○ 予算要求は方針等の決定がなされた事業等に限定すること。

方針等決定がなされていない事業等については基本的に予算査定の対象外

○ **予算要求にあたっては、成果（事業評価）の確認を行うこと。**

予算要求にあたっては、事業の成果目標の達成状況の確認を行うこと。

○ **事務事業の点検・見直しを行うこと。**

「公的関与の基準」（行財政改革推進局）や「補助金等見直しガイドライン」（財政課）などの活用、また、「受益者負担の適正化」（財政課）の観点から、事業の点検・見直しを実施するとともに、業務の効率化に向けた取り組みを行うこと。

なお、令和6年度予算編成においては、「補助金等見直しのガイドライン」に基づき、適正に予算要求を行うこと。

また、新規事業についても必ず終期設定（基本3年間）と成果目標を設定すること。（サンセット方式）

◆ **事務事業のうち、新規または再編※となるものについては、原則として行政経営部局による審査、経営戦略会議による方針決定を行うこととし、事業化（予算化）の可否については、評価結果に基づき決定します。**

※**新規事業**：対象・意図が既存の大事業・中事業になく、上位貢献度が高い手段として新たに設定する必要があるもの

※**再編事業**：大事業または中事業の統合や組み換えをする場合で、既存事業の対象または目的が変更となるもの

○ **予算執行状況調査の予算編成状況の確認**

第7次佐世保市行財政改革推進計画の取組の一つである「予算執行状況調査」の反映状況確認を実施します。

○ **適正な見積もりによる予算要求を徹底すること。（決算を意識した編成）**

毎年度多額の不用額が発生していること、また、予算見積もりの甘さにより生じる流用では、決算審査において厳しい指摘がなされていることから、見積もりの精度向上を行うとともに、決算状況も加味したうえで、適正な積算を行うこと。

※令和4年度決算における不用額：8,078,538千円

（民生費：2,902,633千円、商工費：1,295,311千円、衛生費：1,179,817千円）

※基本設計の段階で、財政計画計上額内に事業費が収まるよう調整を行うこと

○ **各種制度改正等に対し、的確に把握し適切な対応をすること。**

見積りにあたっては、国や県等の予算編成及び地方財政対策の動向に注意を払い、関係府省等からの情報収集に努めるなど適切な対応を図るとともに、法改正や県予算の状況の変化などについては、財政課予算担当者と連携を図ること。（県制度の情報については、県の予算編成の過程で都度、県主管課から情報収集しておくこと。）

○ **歳入の予算要求は漏れなく計上すること。**

所管する主管課は、歳入確保の観点から見込まれるものについては、漏れなく計上すること。

地方債については、市債残高を減じていくことを念頭に起きつつ、**交付税措置のあ**

るものを基本とすること。(発行残高のうち、純負担額が増額とならないよう発行総額の調整を図ること。)

○ **補助金等、積極的な財源確保に努めること。**

国県等の補助金等活用できるものについては、制度等を調査・把握し、確実な財源確保に努めるとともに的確に見積ること。

また、予算計上後における国県等の内示等の状況によっては、必要に応じ陳情等を実施し、財源確保に努めること。

(2) **部局長、政策調整担当課が中心となった部局の予算要求**

- 各部の予算編成にあたっては、部局長自らが、佐世保市第7次総合計画（後期基本計画）に掲げる重点施策等の実現を目標としつつ、部局の「経営方針」に沿った事業の計上、部内の事務効率化などについて指示・検討を行うこと。
- 予算要求と併せ、部局の「経営方針」「執行状況調査の対応」を提出すること。
※各部局の財政課担当ヒアリングのはじめに、政策調整担当課長より部局の経営方針等についての説明をお願いします。
- 市長レビュー、前年度予算編成時等の市長・副市長指示事項、市議会の指摘事項等を反映させること。
- 「佐世保市DX戦略」や「第7次行財政改革推進計画」に基づく令和6年度の取組については、調整のうえ、適切に予算要求に反映させること。

(3) **「第6次行革計画」で定着した取組の継続実施**

将来にわたり安定した行政サービスの提供を維持するため、中期財政見通しで見込まれる恒常的な財源不足の解消に向け改革・改善を行うことが不可避となっています。

○ **予算要求にあたっては、以下のことを検討すること。**

◇ **事務事業の見直し**

事務事業の点検・見直しの重点化（再掲）

◇ **歳入の適正確保**

「施設使用料等」においては、利用率等の適正な目標設定に伴う歳入の確保

「非強制徴収債権」においては、適正な徴収目標の設定と徴収率の増、未収債権の縮減

◇ **資産の戦略的活用**

「資産活用基本方針」を踏まえた保有資産の有効活用の検討

長寿命化計画等に基づいた、計画的な維持管理の検討（財源確保も含む）

◇ **事務の効率化と経費の節減**

長期継続契約や債務負担行為の活用による工期の平準化等、効率的な事業の進捗

◇ **業務の再編**

他部局との連携による事業展開や、同種事業の統合等による事業効果・効率性の最大化の検討

(4) 「第7次行革計画」に掲げる取組みの実施

「第6次行革計画」の取組継続だけでは収支不足を補うことができないため、「第7次行財政改革推進計画(行革推進プラン)」に掲げる取組みを確実に実施することで、財政健全性の維持を目指します。

《Ⅰ》 業務マネジメント改革

行政経営サイクルの確立、行政のデジタル化等による業務変革、官民共創の推進など

《Ⅱ》 組織・人材マネジメント改革

組織・人材の活性化、内部統制の整備、ワークライフバランスの推進、組織・機構見直し、定員管理 など

《Ⅲ》 財務マネジメント改革

多様な財政手法の導入(推進)、ファシリティマネジメントの推進 など

【基本目標】

- ①職場における改革・改善マインドの醸成 : 目標値 100%
- ②人件費の適正化(標準財政規模に対する人件費の割合) : 目標値 1/3 以下
- ③財政の健全化 : 目標値 26.7 億円

◇メリット制(インセンティブ)の導入

部局長マネジメントにより主管部局が自主的に減員する場合において、減員のメリットを予算編成に反映できる仕組みとする。ただし、②の目標値に向けて、予定どおりの定数管理ができていない場合は、その限りでない。

(5) 公共事業の予算要求

- 補助事業については、原則として、令和5年度の補助事業の予算額をベースとした概算要望と同額で、予算要求とすること。(国の状況により予算編成の中で調整)
- 要求基準枠内の公共事業については枠内の他の事務事業と合わせて調整すること。

(6) 繰出金の予算要求

- 特別会計・企業会計の繰出金については、要求にあたり各会計の今後の収支状況見込み(10年間)とその考え方についての資料を併せて提出すること。

(7) 第7次総合計画の推進・マニフェスト「99の政策」関連予算について

- 第7次総合計画は、市民、事業者、行政等がともにまちづくりをすすめる計画(「まち・ひと・しごと創生総合戦略」)の役割を担っていることから、行政のみならず市民全体で課題を共有し連携した取組みを行いながら、着実に実施することが重要となる。
- マニフェスト「99の政策」のうち、**中学校給食費及び第2子以降の保育料無償化**については、政策推進枠(地方創生関連分)として予算要求を行うこと。それ以外は既存事業の見直しのうえ、予算要求すること。
- 「地方創生関連」に位置づけられる事業であっても、今後、継続的かつ確実に事業効

果をあげることができるよう、十分な見直しを行ったうえで新規・拡充事業（拡充部分）については、政策推進枠（地方創生関連分）にて予算要求を行うこと。

- 「西九州させぼ広域都市圏」にかかる重点事業については、関係市町と十分な協議のうえで、政策推進枠（連携事業分）として予算要求を行うこと。
- 「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）」の交付決定事業で継続するものについては、交付金を充当のうえ予算要求すること。また、既存の県補助制度等のメニュー以外については、一般財源にて要求すること。なお、民間実施の事業に対し補助金等を支出する場合は、民間の財源（銀行融資・ファンド等）の活用についても検討を行うこと。
- 「地域社会再生関連予算」として、本市が抱える地域課題を解決するため、将来を見据えながら、先んじた施策を行うことが重要であり、脱炭素化（カーボンニュートラル）などに係る事業については着実に実施していくこと。
- 公共施設適正配置・保全実施計画事業（部位別改修を含む）のうち、今年度、資産経営課との協議・見直しにより実施する事業については、改めて事業精査を行ったうえで、政策推進枠として予算要求を行うこと。

(8) DX戦略関連事業

- 人口減少などこれまで認識していた課題に加え、コロナ禍により、社会環境が大きく変化している。そのため、行政サービスや行政のあり方そのものに対する変革の視点を持ったDX戦略に取り組むこととしている。
- その戦略の核となる事業については、**通常収支とは別に実施**することとするが、関連する事業についても、一定、着実に進める必要がある。

(9) ふるさと佐世保元気基金充当事業

- ふるさと納税寄附金を原資として創設した「ふるさと佐世保元気基金」の充当事業については、寄附の目的に沿った事業で、臨時的で期間が概ね3年以内で終了するものが対象。なお、寄付金の使途については現在検討中につき、別途通知する予定。
- 予算要求にあたっては充当できる事業は、財政収支見通し上で充当している事業に限定。
- 「佐世保市ふるさと納税型クラウドファンディング活用ガイドライン」に基づき、本市の魅力向上に資する事業で、課題解決につながるものを選定。

(10) IR関連事業

- IR推進本部会議等において、決定した事業については予算要求することができる。

(11) 物価高騰対策事業

- 国の補正予算等による経済対策については、緊急経済雇用対策本部会議にて決定した事業を要求することができる。
- 市庁舎や指定管理者制度導入施設等の電気・ガス代などは、実績を参考に月毎の使用料や単価を用いて見積もることになりますが、別途通知を参照すること。

4. 予算査定方針

(1) 財源配分型予算編成方式と一件査定

- 令和 6 年度の予算編成については、基本的に一般財源推計と各経費等の要求見込み額に基づく財源配分型予算編成を継続し、限られた財源のなかで、成果向上とコスト縮減の実現を目指すこととします。
- 「99の政策」を実現するにあたり、新たな財源が必要となる場合、廃止も含めた既存事業の再編（改善）を行っていることが前提となります。
- 義務的経費、準義務的経費、政策推進枠等（地方創生・地域社会再生関連分、公共施設適正配置・保全実施計画、西九州させぼ広域都市圏事業などを含む）、DX戦略に関連する事業、ふるさと佐世保元気基金充当事業については、財政課による一件査定とします。※「経費区分参照」
- 予算要求基準（要求限度額）を設定し、各部局はこの基準の範囲で予算要求するものとします。この要求基準枠については、今年度から財政課における査定は行いませんので、改革改善の方向性と適合した予算措置、事務事業の見直し、事業廃止も含めた財源配分の重点化を部局長によるマネジメントの徹底により対応してもらいます。ただし、枠の考え方（再構築）については財政課予算担当者と協議を行うことができます。

(2) 予算要求基準の調整

- 予算要求基準については、令和 5 年度の一般財源推計から義務的経費、準義務的経費を差し引いた範囲で、政策推進枠等及び各部局の要求枠を調整することとしており、前年度に引き続き、施設等維持管理経費、情報化分等の必要な所要額を措置するとともに、それぞれの経費区分に分けて予算要求基準を設定します。（参照 P14）
- また、政策推進枠等においても事務事業の見直しの観点から、一定基準で縮減を求めることとします。
- なお、ポストコロナ対応収支については、通常収支と分けたうえで、財政調整基金を活用します。

◇ 経費分類

【通常収支分】

- ① 義務的経費等（人件費、公債費等）
- ② 準義務的経費（扶助費、繰出金、準人件費等）
- ③ 政策推進枠
 - * 地方創生・地域社会再生関連
「99の政策」（給食費・保育料無償化のみ）、
西九州させば広域都市圏、公共施設適正配置・保全
実施計画関連（部位別改修含む）、DX関連事業、
脱炭素化など
- ④ ふるさと佐世保元気基金充当事業
- ⑤ 要求基準枠
 - (a) 通常枠
 - (b) 施設等維持管理経費
 - (c) 生活関連枠
 - (d) 情報化枠（平年度化したもの）

【ポストコロナ収支分】

- DX戦略リーディング事業
 - DX戦略の核となり、その目的の実現可能性を高める事業について、通常収支と別に、過去の行財政改革の効果である標準財政規模の10%を超えて保有する財政調整基金の活用する。
 - 本収支で実施するDX戦略リーディング事業及び通常収支で実施する関連事業の実施後に発生する経常経費等については、既存の事務事業等の削減により、財源を捻出することを原則とする

① 義務的経費等について

人件費、公債費、継続費（大型事業は除く）、公用車購入費など。

② 準義務的経費等について

自治体として実施することが義務化または準義務化されており、裁量の余地が少なく、任意に削減できない経費、他会計への繰出金及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に対して経営状況を説明しなければならない団体に係る市からの支出など。

③ 政策推進枠について

重点課題の推進を図るため、経営戦略会議、戦略調整会議、各推進本部会議、地域情報化推進本部会議等で市としての意思決定がなされたもの。

なお、該当事業については、別途「政策推進枠候補事業一覧」を配布予定ですが、概ね以下の事業が対象。

《通常収支》

- ◇ 大規模建設事業費（単年 5 億円・複数年 10 億円以上）
- ◇ 施設維持管理費（新規・改善施設等で維持管理費が平年度化するまで）
- ◇ 重要政策に該当するもので、以下のもの
 - 地方創生・地域社会再生関連分
 - * 「99の政策」（給食費・保育料無償化分）
 - * 地方創生事業
 - * 西九州させば広域都市圏事業（新規・拡充分）
 - * 公共施設適正配置・保全実施計画事業（部位別含む）
 - * 脱炭素化への取組
 - DX戦略事業
 - 市として意思決定された事業（新規）
 - 情報化事業（新規）（改善事業等で維持管理費が平年度化するまで）
 - 組織横断的かつ計画的に事業進捗を図る必要があるもので財政課が通知するもの

《ポストコロナ収支》

- DX戦略リーディング事業

④ ふるさと佐世保元気基金充当事業

前述（P8）のとおり

⑤ 要求基準枠（(a) 通常枠、(b)施設等維持管理経費、(c)生活関連枠、(d)情報化枠）

- 一般財源等の収入見込総額から①～④の予算配分見込額を除いた額を、予算要求基準に基づき、部局ごとに分けて要求基準枠として配分。
 - ・ 配分額は自然増減等を加味するなど事情を考慮します。（自然増減等は、中期財政計画策定資料として提出されたものを基礎データとします。）
 - ・ 令和 5 年度において改革・改善（歳入・歳出）、廃止が行われたと認められるもの（明確に効果が示されるもの）については、その一部（概ね 5 割）を加算します。
 - ・ 企業版ふるさと納税の寄附に貢献した場合、その一部（5 割）を加算します。
- なお、枠の額については、今後の収入見込みなどによって変更することがあります。

5. 要求基準枠等の配分基準（現時点）

（参考）令和6年度予算編成における財源配分推計（一般会計）

- 令和6年度予算においても、ポストコロナ対応分を着実に実施する必要があるため、「通常収支分」と「ポストコロナ時代を迎える本市の取組収支分」に分けて取り扱います。

【通常収支分】

- 現時点における令和5年度の歳入一般財源（714.3億円）及び分類経費ごとの予算要求額に係る歳出充当一般財源の推計（総額：782.2億円）に基づき、改革・改善に加え、通常枠で6（5+1※）%のマイナスシーリング、政策推進枠においてもマイナスシーリングを行ってもなお収支がー（マイナス）となる見込みです。

※1%は電子決裁導入による効果

【ポストコロナ時代を迎える本市の取組収支分】

- 財政調整基金を活用し、ポストコロナ時代に向けた取組の原動力となるDX戦略のリーディング事業に取り組みます。

(1) マイナスシーリング等の調整について

1) 「⑤要求基準枠～(a)通常枠」について

- 5年度(a)通常枠の規模から、6%のマイナスシーリング（1.8億円）を各部局が実行します。

2) 「⑤要求基準枠～(b)施設等維持管理経費」について

- 5年度(b)施設等維持管理経費の規模と同額とします。
- 電気代等価格高騰分は別枠管理。

3) 「⑤要求基準枠～(c)生活関連枠」について

- 5年度(c)生活関連枠の規模と同額とします。

4) 「⑤要求基準枠～(d)情報化枠」について

- 5年度(d)情報化事業予算の規模と同額とします。

※なお、このシーリング等は、今後の収入見込みなどにより変更することがあります。

(2) ③政策推進枠について

- 新規事業等ヒアリングで「○」となった事業については、現時点での要求見込み額から、一般財源ベースで50億円の削減が必要であることから、各部局においても、さらなる事業費削減を検討した要求を行うこと。
- 「情報化事業」の5年ごとのリプレイス時などにおいては、今後5年間の開発費・運営費等の合計額が前5年間の5%以上の経費縮減となるよう要求を行うこと。

6. 特 別 会 計

- 特別会計の予算編成については、従来的一般会計からの繰出しに係る部分の一件査定に加え、一般管理費等の事業費については、一般会計の「⑤要求基準枠(a) 通常枠」に準じた取扱いとしますので、これにより予算要求をするものとします。

7. 予算編成についての今後の課題

- 予算編成過程の“見える化”、“可視化”
 - 市民の皆さんに財政事情・見通しを説明し、理解をいただくこと、また、財源を集中配分しなければならないことを伝えることが、今後の行財政運営では必要となってきます。
 - このため、予算編成過程の“見える化”、“可視化”を前提にした予算編成作業（積算根拠を明確にした「要求」⇒「査定プロセス」の明確化）を図ります。

令和6年度予算編成における財源配分推計(一般会計)

令和5年10月25日現在

(単位:千円)

①通常収支分

区分	R5年度発射台	R6増減 (推計)	R6要求見込	要調整額	R6予算 フレーム	備考
義務的経費等(枠対象外経費)	29,579,932	308,025	29,887,957	0	29,887,957	
人件費	16,066,961	693,081	16,760,042		16,760,042	
公債費	9,715,491	△ 362,510	9,352,981		9,352,981	
基金積み立て	3,010,372	140,710	3,151,082		3,151,082	
その他(車両購入、債務負担など)	787,108	△ 163,256	623,852		623,852	
準義務的経費	27,716,002	1,789,630	29,505,632	0	29,505,632	
扶助費など	20,068,142	491,880	20,560,022		20,560,022	
特別会計繰出金	5,710,019	1,180,076	6,890,095		6,890,095	
企業会計繰出金	1,937,841	117,674	2,055,515		2,055,515	
政策推進枠	4,528,993	4,191,243	8,720,236	△ 5,010,432	3,709,804	要求見込△57%程度
うち地方創生・地域社会再生	1,000,000		1,000,000		1,000,000	
うちDX戦略(仮称)	150,000		150,000		150,000	
その他(大型建設事業費等)	3,378,993	4,191,243	7,570,236	△ 5,010,432	2,559,804	要求見込△66%程度
要求基準対象枠	10,110,942	0	10,110,942	△ 295,253	9,815,689	
通常	3,440,557		3,440,557	△ 181,924	3,258,633	シーリング△6%
生活関連公共事業	1,382,077		1,382,077		1,382,077	100%配分
施設維持管理	3,867,862		3,867,862	11,380	3,879,242	100%配分
施設維持管理(電気・ガス)	670,230		670,230	△ 124,709	545,521	
情報化	750,216		750,216		750,216	100%配分
その他の特殊要素分	0	0	0	△ 225,081	△ 225,081	
歳出充当一般財源合計	71,935,869	6,288,898	78,224,767	△ 5,530,766	72,694,001	

歳入一般財源	71,426,019	1,080,776	72,506,795
--------	------------	-----------	------------

収支差	△ 6,798,748		△ 187,206 (※)
-----	-------------	--	---------------

②ポストコロナ時代を迎える本市の取組収支分

DX戦略におけるリーディング事業		財政調整基金活用可能額について
DX重点課題(8分野)を力強くけん引するリーディング事業	200,000	現段階では、令和6年度以降9.0億円(899,356千円)
計画期間 令和4年度～令和9年度(6年間)		899,356千円÷4年間≒224,839千円≒約2.0億円
歳出充当一般財源合計		200,000

(財政調整基金繰入)	歳入一般財源	200,000	200,000
------------	--------	---------	---------

通常収支+ポストコロナ収支(①+②)

歳出一般財源	78,424,767	△ 5,530,766	72,894,001
歳入一般財源	71,626,019	1,080,776	72,706,795
収支差	△ 6,798,748	6,611,542	△ 187,206

注1) 令和5年度中の税収減、需要増などの状況により、本数値は変動する。

注2) 要求基準枠における要求状況、第7次行革計画での取組効果の状況によっては、シーリングの率を変更する。